

開 会 午前10時13分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第31号 平成29年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第2 議案第32号 平成29年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第3 議案第33号 平成29年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第4 議案第34号 平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて

日程第5 議案第35号 平成29年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第6 議案第36号 平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第7 議案第37号 平成29年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第31号平成29年度大槌町一般会計予算を定めることについてから日程第7、議案第37号平成29年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまで予算7件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております予算7件については、議員全員による予算特別委員会で審査しておりますので、委員長報告を省略し、質疑を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告を省略し、質疑を終結することに決定いたしました。

これより予算7件について、順次討論、採決を行います。

日程第1、議案第31号平成29年度大槌町一般会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第31号平成29年度大槌町一般会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第32号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第32号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第33号平成29年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第33号平成29年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第34号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第34号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第35号平成29年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第35号平成29年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第36号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第36号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第37号平成29年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第37号平成29年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

○

再 開 午前10時24分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

（「議長、動議」の声あり）

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

平成29年度大槌町一般会計予算の執行に当たり、附帯決議を提出することの動議を提案したいと思います。

(「賛成」の声あり)

○議長(小松則明君) ただいまの動議は成立いたしました。

附帯決議を提出する動議を議題といたします。

附帯決議案を配付してください。

(附帯決議案配付)

○議長(小松則明君) 東梅康悦君、御登壇の上、説明をお願いいたします。

○9番(東梅康悦君) それでは、附帯決議案を提出することについての提案を申し上げます。

先ほど採決し可決されました平成29年度大槌町一般会計予算についてであります。

平成29年度大槌町一般会計予算に対する附帯決議(案)。

平成29年度大槌町一般会計予算は、「にぎわい再生予算」として編成したとされ、「土地取得及び住宅建設支援事業」に係る予算が計上されております。

予算案が上程される前から、本支援事業につきましては、制度として確定していないにもかかわらず、不正確な情報が広く町民に知られることとなりました。

そのことにより、町民の間では、「制度の内容がよく理解できない」、「不公平ではないか」との声があちこちで噴出しております。

また、幾度かの全員協議会で、協議もされてきました。

何より、これまでの協議や一般質問、議案審議を通じて、また、産業建設常任委員会による所管事務調査を行っても、「住民の不公平感を拭えない」という結論に至りました。

つまり、本支援事業の制度設計は、大多数の住民の理解や満足を得られるようなものになっていないということは説明するまでもなく明白なことでございます。

もっともこれまでの協議の中で、当局からは、「これからもっと理解を得られるように議論を深めていきたい」、「もし対案があるのであれば真摯に検討していきたい」、「持ち帰ってもう一度話をを行い、後で調整させていただく」との発言もありました。

しかしながら予算特別委員会での質疑に際し、当局からは、本支援事業に係る予算修正や補正対応の考えがないことも示されました。

震災からの復興にとって、この一般会計予算は、極めて重要であることは重々承知し

ております。

けれども、議会議員だけではなく、町民も納得できない状況にあつては、本支援事業の実施とそれに伴う予算執行は、議会といたしましては良いと認めることも譲歩して認めることもできないものであります。

このことから、本支援事業を適正なものとするよう調整し直し、住民の理解と満足が得られることを最優先とし、議会との合意の上で、事業執行に当たるよう強く求めるものでございます。

平成29年3月16日。大槌町議会運営委員長、東梅康悦。

以上でございます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

ただいまの附帯決議案を提出することと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、附帯決議案を提出することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

○

再 開 午前10時56分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま発議案1件、議案7件、請願審査報告1件が追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 発議案第1号 議案第31号平成29年度大槌町一般会計予算に対する附帯決議（案）の提出について

○議長（小松則明君） 追加日程第1、発議案第1号議案第31号平成29年度大槌町一般会

計予算に対する附帯決議（案）の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。東梅康悦君。

- 9番（東梅康悦君） 発議案第1号議案第31号平成29年度大槌町一般会計予算に対する附帯決議（案）の提出について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、先ほどの本会議において採択されましたことから、附帯決議書を提出することにいたしました。提案の趣旨は、お手元に配付されております附帯決議（案）のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小松則明君） 御異議ありませんので質疑、討論を終結いたします。

発議案第1号議案第31号平成29年度大槌町一般会計予算に対する附帯決議（案）の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 議案第38号 業務委託契約の締結について

追加日程第3 議案第39号 業務委託契約の締結について

追加日程第4 議案第40号 業務委託契約の締結について

追加日程第5 議案第41号 業務委託契約の締結について

追加日程第6 議案第42号 業務委託契約の締結について

追加日程第7 議案第43号 大槌町花輪田地区集会場の管理を行う指定管理者の指定について

追加日程第8 議案第44号 大槌町臼澤寺野地区ふれあい集会場の管理を行う指定管理者の指定について

- 議長（小松則明君） 追加日程第2、議案第38号業務委託契約の締結についてから追加日程第8、議案第44号大槌町臼澤寺野地区ふれあい集会場の管理を行う指定管理者の指

定についての7件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成29年第1回大槌町議会定例会における追加議案7件につきまして、一括で提案理由のほうを申し上げます。

議案第38号業務委託契約の締結については、大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業業務委託に係る変更契約であります。

議案第39号業務委託契約の締結については、大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（町方地区）業務委託に係る変更契約であります。

議案第40号業務委託契約の締結については、大槌町町方地区道路整備事業業務委託に係る変更契約であります。

議案第41号業務委託契約の締結については、大槌町町方地区公共下水道施設整備事業業務委託に係る変更契約であります。

議案第42号業務委託契約の締結については、大槌町町方地区上水道施設整備事業業務委託に係る変更契約であります。

議案第43号大槌町花輪田地区集会場の管理を行う指定管理者の指定について及び議案第44号大槌町白澤寺野地区ふれあい集会場の管理を行う指定管理者の指定については、当該各集会場を指定管理者に管理させるものであります。

以上、一括で追加提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○

追加日程第2 議案第38号 業務委託契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第2、議案第38号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業業務委託。

2、契約の相手方は、岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、本部長森本剛です。

3、変更する議決案件は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額143億

1,337万円を、15億1,700万円増額して158億3,037万円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成29年3月1日に行っております。

参考資料をお開きください。

変更理由、実施設計等を踏まえた事業費の精査並びに労務単価及び諸経費等が高騰していることから増額変更を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） ちょっと図面を見ながら確認をさせてください。

大きなA3の図面の右側に赤く囲ってあるところ、太く囲ってあるところがありますが、ここの増額ということなんですか。それともこの図面全体のっていう意味なんですか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） お答えいたします。

これは図面、赤く塗ってありますけど、今回の増額はこの区画整理全体の範囲でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 太く赤になってるところは、特に指定しているわけじゃないですね。その確認だけです。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） この図面の左方に凡例がございますけれども、赤く塗っているところが津波復興拠点エリアということで指定されている部分でございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この図面の駅の近くに線路の向こう側が住宅地になってんだけど、これは何でこのようになっておりますか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ここは区画整理区域内ということで、1番最初に定めた区域の中でございまして、この部分はもともとはJRの土地があったところでして、JRの土地は今後は使わないということで今こういった白地になっていると。基本的には、現在では使い道のない町有地というような形になってございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第38号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第3 議案第39号 業務委託契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第3、議案第39号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（町方地区）業務委託。

2、契約の相手方は、岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、岩手震災復興支援本部、本部長森本剛です。

3、変更する議決案件は契約金額の変更でございます。変更前の契約金額3億9,000万円を8,600万円増額して4億7,600万円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成29年3月1日に行っております。

参考資料をお開きください。

変更理由、用地買収等の進捗に合わせ宅地並びに道路整備が必要となることから、委託期間の延伸を行うものです。また、実施設計等を踏まえた事業費の精査並びに労務単価及び諸経費率が高騰していることから増額変更を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この場所ですけども、宅地にするということでかさ上げ工事が追加になるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） 今回の変更は特にこの部分でかさ上げが生じているということではございません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 川にくっついたような状況で、たしか前にはかさ上げしないっていう商業地近くの土地に見えるんですが、住宅地として活用できるということによろしいですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ここは災害危険区域でございますので、住居としての利用はできません。ただ、今ちょうどですね、商工会が建っているところとかホテル寿が建っているところとか、そういった商業施設としての利用を図るために、道路とか下水道とか上水道とか面整備を行っているところでございます。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） 資料のほうで一つ確認なんですけれども、変更の内容、委託期間の変更、これは変更前と変更後の期日が同じだと思うんですけれども、ここがなぜ変更されているのかという、その理由をまず一つ。

それから変更理由に関しては、事業費の精査並びに労務単価及び諸経費等が高騰していることからということで、ちなみに、どの程度上がっているのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） まず委託期間の変更でございますけれども、この特定業務施設のエリアの中に一部先行街区ということで、今ちょっと山崎デイリーとかがある街区がございます。ここにつきましては、現在そこで営業されている事業者さんが区画整理事業の区域のほうに基本的に戻っていただくということで予定しておりまして、その後で整地を行っていくということになります。

順次区画整理のほうで使用収益を開始しておりますので、使用収益を開始しましたらそちらのほうに同意をしていただいて、そのあとこの跡地を整地をしていくということにしております。

今の予定では、遅い方で7月ごろまで事業を継続した後、立ち退きをいただくということになりまして、期間の延伸が必要ということでございます。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 私のほうからは、物騰にかかわるところの説明をさせていただきます。ただ、それを平準化しますと大体2割から3割程度上昇しているのかなというふうに考えております。

まず労務単価等についての上昇傾向ですけれども、各労務者によって開きの方は差がございます。ただ、それを平準化しますと大体2割から3割程度上昇しているのかなというふうに考えております。

また、資材のほうの高騰ですけれども、こちらにつきましても物によって大きく動いているものであったりとか小幅のものだったりありますけれども、特に大きいものでいくとボックスカルバートとかそういった雨水の大型施設、後のほうで出てくる下水道のほうとも絡んできますけれども、マンホール施設であったりとかそういったものが、今、2.3倍か2.5倍ぐらいになっているところでありまして。

また諸経費の関係の高騰でありますけれども、こちらも全体的に言えることなんですが、作業工程をですね、進捗を進めるがために発注件数を小割にしている現状がございます。

町のほうとしては、URさんのほうもしくは大槌復興CMRのほうとかと契約は1本で行ってはおりますけれども、そちらの各CMRのほうにはURさんのほうから発注されておりますけれども、町方復興CMR及び大槌復興CMRから今度またさらに発注していくわけなんですけれども、その際に1本で発注しているわけじゃなくて小割に発注しております。小割に発注することによって、諸経費率のほうが大きく発注するとどうしてもその低減化が図られるものですから、4割程度とか5割程度とか、6割程度とかっていう感じの率になってくるんですけども、その諸経費率は小割にすることによってですね、8割とか9割とか、そういうふうになってきているという背景があるというふうに理解していただければというふうに思います。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀潤君） 今に関連してなんですけれども、先ほどの都市整備課長の答弁だと29年の7月ごろまでに、今コンビニさんとか床屋さんとか魚屋さんとか、あそこら辺一帯ですよね。ということは、29年7月までには仮であそこに移転した人たちが、次の再建場所に移るという解釈でいいんですか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） 今、各事業者さんにはそういうスケジュールをお願いをしているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） お願いをしてるっていうことと、先ほどの答弁だと7月までは使っているからっていうことで、何かちょっとずれがあるんですが、7月には新しいところに行く人は行く、やめる人もあるかどうかわかりませんよ、極端な話が8月からはあそこが平らになって新しい形成事業が始まるということでよろしいですか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） そのとおりでございます。8月から工事に着手していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） あそこで事業をやっている方々について、問題なく移転できればいいんですけども、ここで今事業をやっている方たちの意向とかそういうのは、全て確認はとれておりますか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） 今各事業者さんと個別に調整をしております、基本的な確認はとれてございます。ただ、多少御事情がある事業者さんがいるというところもお聞きしておりますが、何とかその時期までに移転をお願いしたいと思っております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 変更理由なんですけども、議案第38号のほうの変更理由には諸経費が高騰しているということで説明があります。そして議案第39号についても諸経費の高騰ということで説明があります。ところが内容は、金額とその期間なんですよね。普通であれば、議案第39号のほうは期間も変更するという変更理由を明記しなきゃならないんじゃないかと思うんですが、普通の会社でも必ず読み合わせていうのをやるんですよ。読み合わせをしてちょっとおかしいんじゃないかと思うところはちゃんと直していかないと、変更の額が額ですから気づけたほうがいいんじゃないかなと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） すみません。補足説明いたします。

用地買収等の進捗に合わせてということなんでございますけれども、これは旧役場前の1宅地なんですけど、なかなか合意がとれてございませぬがようやく今度合意をとることができました。これはこの用地買収等にかかわるものでございます。ちょっと個別の案件だったので、そこまでは書き込んでいないというような状況です。

それにあわせまして、そこから大槌大橋にかけての道路のかさ上げをして、そして道

路整備をするというのが今回のこの道路整備という部分で、この工事が平成30年3月31日までずれ込んでいくというようなことがありまして、今回の期間延伸の変更理由になってございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第39号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第4 議案第40号 業務委託契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第4、議案第40号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌町町方地区道路整備事業業務委託。

2、契約の相手方は岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、本部長森本剛です。

3、変更する議決案件は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額2億4,207万6,000円を2億6,500万円増額して、25億707万6,000円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成29年3月1日に行っております。

参考資料をお開きください。

変更理由、平成28年度までに全路線が完成する見込みであるが、本事業の発注方式（CM方式）は工事費用の実績に基づく精算のため、工事完成後の手続期間を要することから、委託期間の延伸を行うものです。

また、労務単価及び諸経費等が高騰していることから増額変更を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第40号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第5 議案第41号 業務委託契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第5、議案第41号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌町町方地区公共下水道施設整備事業業務委託。

2、契約の相手方は、岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、本部長森本剛です。

3、変更する議決案件は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額10億9,488万2,000円を、20億4,011万8,000円増額して31億3,500万円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成29年3月13日に行っております。

参考資料をお開きください。

変更理由、実施設計等を踏まえた事業費の精査並びに労務単価及び諸経費等が高騰していることから増額変更を行うものです。

なお、今回大幅に増額している原因は、区画整理区域外の、栄町ポンプ場までの雨水管路についても今回改良するという事で大幅にふえております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 水路に関しては、一般質問でもお尋ねしましたが、答弁の中でワークショップでの町民意見や議会からの提案に基づくもので水路を設置するという事

です。

議会として提案したのは防災上必要な水路としての要望であったわけなんですけれども、これはそういう火災等が起きた場合に使えるという想定になっていないように思いますけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回契約しようとする案件は、公共下水道事業ですので、いわゆる汚水とか雨水の、例えば栄町ポンプ場への管路とか、あとは各家庭からの公共下水道の管路部分の契約でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 汚水のほうはわかりました。

ですがこの雨水っていうことじゃなく、ここの道路、前に言ったのは防災上この町には必要だということで議会のほうから提案したわけですが、ここの部分について、いざ火災等が発生した場合には使えるのかどうかっていうことをお尋ねしております。

○議長（小松則明君） 火災とかそういう部分の質問の内容を変えて質問していただけますか。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この雨水と用水路っていうことなんですけども、同じように見えるんですけど、また別に用水路等はあるわけではないですよ。兼用しているのかなと思って、ちょっとその辺をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 防災関係の用水路と、今回の下水道の雨水排水路の部分の件でございますけども、あくまでも雨水排水路のほうについては、防火水利としての機能をあわせ持ったものではなくて、防火水利としての小鍬川のほうの頭首工から引張ってくる水のほうは別途整備するということになっております。

したがって、今回契約変更しようとするものについてはあくまでも町方地区の下水道事業の雨水排水路のほうとして、さっき局長のほうからもお話ありましたけども、栄町ポンプ場から排水するルート、または大町ポンプ場へ排水するルート、こちらのほうに続く管路及び幹線管路及び枝線のほうの整備を行うといったことになってございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 先日の予算審議の中で、不明水という言葉が出ていました。どこからかこの管のほうに流れているっていうことなのでしょうが、その不明水の調査はま

ずどの程度見込むのか、その点をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 不明水の関係ですけれども、まず、流入してくる地域のほうですけれども、災害危険区域に指定されている須賀町のほうであったりとか、あとは大町よりもJRから南のほうの地区、そちらのほうのエリアから不明水が入ってきておりまして、1回災害復旧でもってパッカーでとめて治水を行ってはいたんですけれども、それから5年6年経っていく中で、また当時は災害危険区域にまだ指定されていなくて災害復旧のほうで整備をして、どういうまちづくりをするのかということがわかっていなかったものですから、簡易的に止水をかけておりました。経年劣化というわけではないんですが、年数がたったことにつれて水が入ってきていると。

また、町方のほうだけじゃなくて安渡地区についても新港町のほうからとかですね、そちらのほうからも不明水が入ってきていますので、そちらのほうも止水をかけておったんですが、それからまた時間がたつことによって不明水がふえてきているという事情があります。

流量計のほうの調査と、あとテレビカメラによる調査をですね、29年度予算でもって調査をしまして、原因を究明した上で対処をしていきたいというふうに考えているものでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 下水道のところで説明してるんですけども、この雨水もこの図面に載っているからお話しますけれども、恐らく阿部俊作議員が言ってるのを私もわかったつもりで聞いてるんですけども、最初の予定は前の大水副町長がいたとき、川からの防災上使ってきた水路っていうのは、幅が600で深さが30センチの側溝を埋めるって言っていた。ところがかなり前の全協か議会のときに言ったんですけども、そのときはその管は見えないと。水路も見えないと。だからこれはどうしたんだと聞いたら、復興局長から今つくっている水路に川から水が流れてくるんだという報告でしたけども、それで間違いないですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 川から流れてくるとは言ってないんですが、今の水路は確かにグレーチングがかかった水路がこの前までありました。ただ、今は水源がないということになっています。

というのは、頭首工が低いために水が乗らないという中で、もう一度消防水利として頭首工をつくるのかっていうことを消防サイドと確認したところ、それはないという話になってですね、それで、ただ当然水路はできているわけなので、それについては、一つは今言った川からきているその水をくみ上げるという、川から来ている水路をですね、その分をくみ上げるというのものもあるんですが、ただそれについても、今度逆に頭首工そのものをとれという人もあるというふうな話だと思います。

今はあと地下水をくみ上げて流すとかですね、ただあくまでも消防のほうで必要がないと言われている以上、というか消防水利をつくらないと言っている以上うちのほうとしては、今までの住民のワークショップを受けてこれを環境用水なり、水路のあるまちづくりということがあったのでそういったことにこれから活用を考えていくということでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 以前に説明したときは、この役所の屋根につけたソーラーを利用してポンプアップして川から水を流すんだと。そういうことで、議会で説明があったから私もそのとおりだと思ってそのように言いました。

だけれども、実際は工事を見ていたらそういう水路はつかないし、このグレーチングの水路とあとは下水道かな、何かそういう管しか入らないと。そこであのとき聞いたんだよね。

だから、やはり今言っているように、消防のほうの関係どうのこうのって言われたものの、水路があったために町がどれだけ助かってきたかっていうことを考えて、やはりその消防車が張りついた場合、いくら交換がどうのこうのって言うけれども、実際はまだそういうのやってないからね。そういうのを実際使っているのを見たこともないし、やっているわけでもないし、実験しているわけでもないからね。あくまでも、町民とすればそこはやっぱり聞きたいところなんだよね。

だからやっぱり最初からそのように町民に対してこの議会の場で言ったことだけはね、やっぱちゃんと守ってもらわないと。そこだけはきちっと要望して終わります。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川伸君） 変更に関して、金額ですが、ざくっと20億の変更ということで結構大きな額の変更だと思うんですが、これに関して例えばここにA3の図面の配水管の経路、汚水とそれから雨水のが別になって出ておりますけれども、この排水管の図面っ

ていうのは、変更前と後と違いがありますか。

それから本数とか、ちょっと詳しいことがよくわからないんですが、経路とかそういったものの変更というのはあるんですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今回の金額の変更、増の理由にもつながってくると思うんですけども、基本的な経路、そちらのほうについては大幅な見直しということではございません。

汚水のほうについての各戸の取り出し等については、当初の計画云々っていうことではなくて、一軒一軒都市整備課のほうからになるんですけども、どの位置に上下水道の柵をつけたらよろしいですかということを確認した上で設置をしているといったものがあります。

また、金額増の要因ですけども、先ほどの説明にもありましたけども、物騰とか間接費の上昇とかっていうこともあるんですが、もともとは震災直後のころに試算したものと現在試算しているもので、詳細が大分、ルートについてはそれほど大きな変更はないんですけども、工法について仮設工がふえていたりとか、もしくは推進工事を行っていたりとか、あとはその区域外の流入等々が、流入ではないですね、流出ですね、雨水につきましては、区域外のほうの施工とかが入ってきていますのでその分の増額変更というふうになっております。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 単純なことをお聞かせください。

雨水のほうで図面上で見ると、旧岩銀さんのあたりなのかな、雨水の排水管が入っていないんですね。こういう入ってないところは、道路側溝で水を吸って、ある程度のところの距離のものは、排水管、雨水の排水管が地下にあってそこで集水柵になるのかわかんないけどそこで全部こう寄せてきて大槌川に流れたり小鎧川に流れたりするっていう解釈なんですけど、それで間違いないですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 議員おっしゃるとおりです。

A3の資料の図面の中で雨水の、緑で印をしているところについては、あくまでも幹線、こちらのほうについて記載しておりまして、それ以外の雨水のほうの引き込みにつきましては、道路側溝等で受けるという計画になっております。

あと、栄町ルートと大町ルートのほうで二つの工区に分かれていると思うんですけどもそちらのほうで区域のほうを分けて整備をしていくというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 以前の議会の中で、旧さんぷくさんだったかな、北銀さんの角目のあたりからの水っていうのは、あそこを境にして大槌川に来ると、そこを境にして桜木町のほうに流れるような設計をしているんだっていう、何年か前にそういう説明を聞いたと思うんですが、今でもそれを生かしながら、雨水の分岐点というのが大体そうになっているのかという確認をさせてください。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 議員おっしゃるとおりです。

旧北銀のあたりから東側のほうについては大町のほうに持って行って、大槌川に流出すると。西側の上町のほうにつきましては、栄町ルートのほうでもって小槌川のほうに排水をかけるといった計画になってございます。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと補足説明をさせていただきます。

図面を見ていただくと今の真ん中の駅のところに持っていくところで途中で切れているんですが、今度はその下のほうにまた緑の線が出てきます。この分が逆にこちら側の部分を受けて、ここで受けて大町のポンプ場に持っていくというようなことで、この切れている部分がちょうど境であるというふうに理解していただければと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第41号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第6 議案第42号 業務委託契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第6、議案第42号業務委託契約の締結についてを議題と

いたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌町町方地区上水道施設整備事業業務委託。

2、契約の相手方は、岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、岩手震災復興支援本部、本部長森本剛です。

3、変更する議決案件は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額6億7,774万6,000円を4億5,225万4,000円増額して、11億3,000万円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成29年3月13日に行っております。

参考資料をお開きください。

変更理由、実施設計等を踏まえた事業費の精査並びに労務単価及び諸経費等が高騰していることから増額変更を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第42号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第7 議案第43号 大槌町花輪田地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 追加日程第7、議案第43号大槌町花輪田地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 議案第43号大槌町花輪田地区集会所の管理を行う指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、大槌町集会所の設置及び管理に関する条例第10条第1項に基づき新たに設置される花輪田地区集会場の指定管理者を指定しようとするものでございます。

次ページをごらん願います。

施設の概要につきましてですが、花輪田地区集会所の施設概要につきましては、(4) (6)にありますとおり構造及び面積につきましては木造平屋建て149.06平方メートルであり、大ホール、和室、調理室がそれぞれ一室となっております。

なお、開館時間は午前9時から午後10時までとし休館日は不定休としてございます。

次に、2の指定する団体の概要ですが、指定管理者の名称は花輪田自治会、所在地は大槌町小槌第27地割17番地、代表者は三浦正幸、設立年月日は平成7年11月25日で平成29年2月末現在の会員数は158名となっております。

次に、3の指定管理の期間ですが、施設の開設に合わせ、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間としてございます。

次に、4の指定管理者が行う業務の範囲についてであります。施設及び附帯施設の利用促進、施設の使用許可、使用料等の収受、施設及び設備の維持管理、施設利用状況の報告でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 会員数のところでお聞かせください。

花輪田が158人で次の臼沢のほうが156人となっているということですが、これは人口なのか、それとも世帯数なのかかわかればお知らせください。

○議長（小松則明君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 花輪田ですが、2017年3月現在の花輪田自治会の世帯数戸数は283でございます。臼沢は440です。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） ということは、この組織員数っていうのは全体の世帯数があつてその中から自治会に入ってもいいよって言った人が158で、少ないっていうふうな話なんですかね。それともこれから自治会もつくるし会館もつくるし、そうやって声掛けをして理想的なことは全世帯が入ることがいいわけですよ。これから今度は規約を決めて町内会費を決めて徴収して運営していかなくちゃならないから。そういう心配のきら

いがあるんです。特にその白沢のほうが、440のうちの150っていう話になるとまたこれも加入率っていうか、そういうのが少なく見えるんですけども、そういうことについてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 白澤寺野地区につきましては、設立が今年度ということで、設立に向けてとりあえず全力を尽くしてきたということで、これから会員数が当然伸びますし移転も進みますので、それらについては随時加入者を募集していくという形になると考えてございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この会館は待ちに待って花輪田地区にできたんですけども、1番懸念されるのは、場所が場所だけに、信号を通ってすぐのところだから、あそこを渡って会館に行くことになるので、交通事故等が起きる可能性もありますので、道路標識とか、そういうのをきちっとつけて、安全対策を行っていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅守君） 今金崎悟朗議員からもあったことは、以前に私がぜひその歩道整備、それから安全に利用するために、横断歩道またはその横断歩道の設置が無理であればどういう経路で集会場に行くのかをきちっと示す必要があるんじゃないかというお願いをしてたところなんですけど、その後どのように検討されて、今現在どうなっているのか、その辺答弁願います。

○議長（小松則明君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 花輪田の今の御質問に関係する部分ですが、まず歩道については、マストのほうから花輪田に向かうところに側溝がございまして、その側溝をずらして工事をしないと歩道をつくれないう状況がまずわかりました。手前には交差点の横には、広場があるんですけど、そこも段になっているので、その工事が必要だということで、現段階ではマスト側から花輪田集会所の歩道の設置については、甚だ難しいという判断をしております。

しかしながら、今議員御指摘のとおりあそこの交通の安全性をどういうふうに担保するかということについては、以前お話しいただいていたように、今言ったような検討をしておりますが、最終的には歩道の整備というのは非常に難しい状況でございますので、今、私どもがあそこについて考えている安全性につきましては、夜間の集会、夕方から

行われる集会等があった場合に1番懸念するところがございますので、集会所の前に街灯をつけられないかというところを今町民課と調整をしておりました。

そういういわゆる集会場の施設ということではなくて、大槌町全体の街灯のあり方ということのなかでいうと、街灯をつけられるという考え方があると町民課のほうから聞いておりました、その方向に向けて今調整を進めておりました、また、本件については自治会の方々にお話をして、その方向でよろしいかどうか御了解を得ていくような、そういう方向で考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ安全に利用できる施設にするためにも、街灯の設置も一つの案でありますし、また、例えば歩道自体の設置が難しいのであれば、道路に以前臼澤橋に子供たちの通学路ということで、ラインでもって色分けをした形で、車を運転する人たちに注意を促すという形でライン表記した経緯もあります。そういった部分を上手に利用して、ぜひ事故の起きないような対策をとっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第43号大槌町花輪田地区集会場の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第8 議案第44号 大槌町臼澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 追加日程第8、議案第44号大槌町臼澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 議案第44号大槌町臼澤寺野地区ふれあい集会所の管理を

行う指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては先ほどの案件と同じように、大槌町集会所の設置及び管理に関する条例第10条第1項に基づき、新たに設置される臼澤寺野地区ふれあい集会所の指定管理者を指定しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

施設の概要につきましては、臼澤寺野地区ふれあい集会所の施設内容につきましては(4)と(6)にございますとおり構造及び面積につきましては、木造平屋建て157.34平方メートルであり、大ホール、和室、調理室がそれぞれ一室となっております。

なお、開館時間及び休館日は、花輪田地区集会所と同じでございます。

次に、2の指定する団体の概要でございますが、指定管理者の名称は臼沢自治会、所在地は大槌町小槌第20地割82番地35、代表者は東梅英夫、設立年月日は平成28年4月1日で、平成29年2月末現在の会員数は156名となっております。

次に、指定管理者の指定期間でございますが、花輪田集会所と同様に29年4月1日から32年3月31日までの3年間としてございます。

また、4の指定管理者が行う業務の範囲につきましても、花輪田地区集会所と同様となっております。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第44号大槌町臼澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第9 請願審査報告

○議長（小松則明君） 追加日程第9、請願審査報告を議題といたします。

請願第1号農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願書について、産業建

設常任委員長の報告を求めます。東梅守委員長、御登壇願います。

○7番（東梅 守君） 過日行われました請願審査結果報告を申し上げます。

請願第1号農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願について審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会の初日に付託され、3月8日に委員会を招集し審査いたしました。

平成28年11月11日規制改革推進会議農業ワーキンググループから「農協改革に関する意見」が公表されました。また、「生乳・乳製品の生産流通等の改革に関する意見」もあわせて公表されています。

それは、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により一定の条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認されたものです。

しかしながら、指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度であるという、請願者の認識に同調するものであります。

したがって、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないこと、指定生乳生産者団体制度の機能が損なわれないようにすることを要望することの請願を当委員会として採択することと決定いたしました。

審査結果につきましては請願審査報告書のとおりでございますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

請願第1号農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願書についてを採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択を決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって本請願は採択と決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前11時54分

○

再 開

午後0時

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま発議案1件が追加提出されました。

会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第10 発議案第2号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持を求める意見書の提出について

○議長（小松則明君） 追加日程第10、発議案第2号農協改革・指定生乳生産者団体制度維持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。東梅守君。

○7番（東梅 守君） 発議案第2号の提案理由の説明をいたします。

発議案第2号農協改革・指定生乳生産者団体制度維持を求める意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、今期定例会において請願第1号として提出され、先ほどの本会議において採択されましたことから意見書を提出することといたしました。

提案の趣旨は、意見書案のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議ありませんので質疑、討論を終結いたします。

発議案第2号農協改革・指定生乳生産者団体制度維持を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長(小松則明君) お諮りいたします。

本定例会の会議に付された議案は全て終了いたしました。

会議規則第7条規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議ありませんので、本日で閉会することに決定いたしました。

3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

会期中は議員各位の活発な御審議によりまして、本定例会に提出されました案件は全て議了し、ここに閉会することができますことに心から御礼申し上げます。

今定例会はにぎわい再生予算と名づけられた平成29年度の当初予算を審議する非常に重要な議会で行われました。

皆様方一人一人が本当に大槌町の未来を考え、さまざまな角度から議論を深めていただいたことは、必ずや復興の加速に、そして、大槌町の発展につながるものと信じております。

ただ、一般会計予算に関して附帯決議が出されましたこと、議長としても、適正に進まれるよう、希望するものであります。

当局におかれましても、議決結果だけではなく審議過程で出された意見、予算特別委員会での審議意見など、十分に認識、考慮され、今後の町政運営に格段の御尽力をいただき、予算執行に当たられること望みます。

さて、議員各位におかれましては、引き続き町政進展のため活躍されることを御期待申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第1回大槌町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午後0時05分

上記平成29年第1回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員